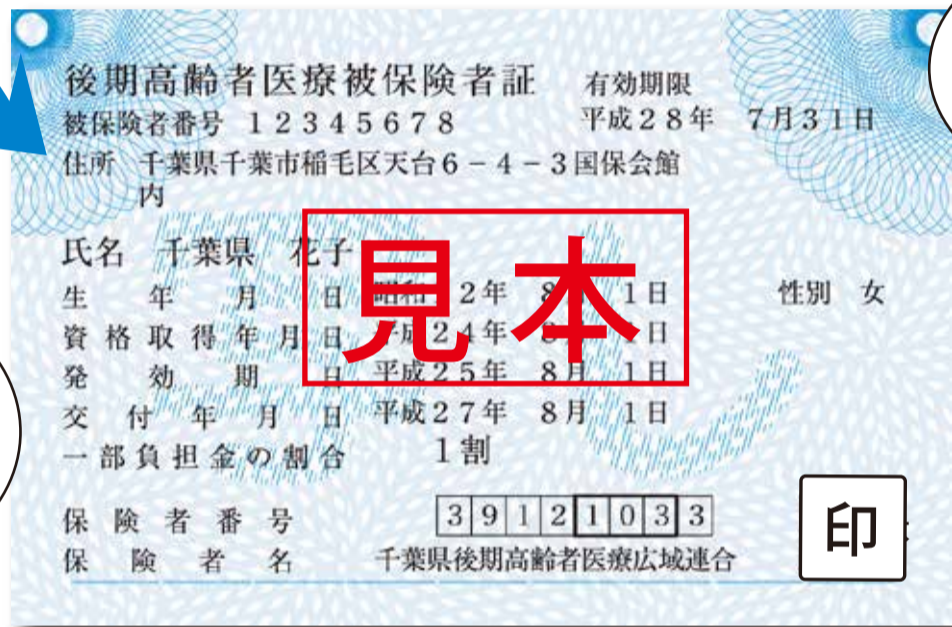
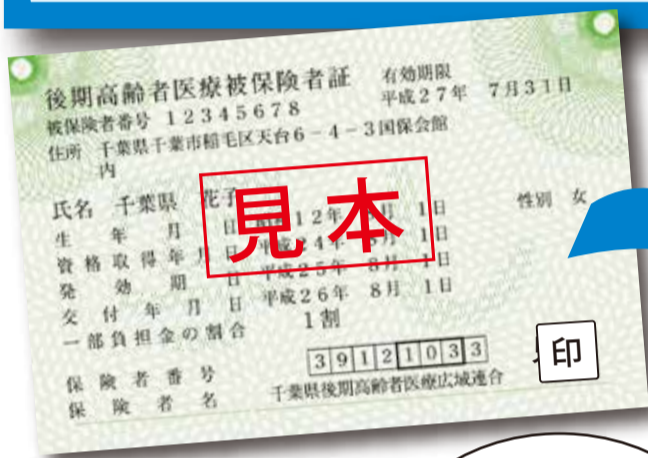


# 平成27年8月1日から 後期高齢者医療制度 保険証が新しくなります



自己負担割合の  
確認が必要だね!



保険証の色が  
変わるのね



一部負担金  
(自己負担)  
の割合

一般のかたは **1割**  
現役並み所得者と判定されたかたは **3割**  
を医療機関の窓口でご負担いただきます。

## 新しい保険証は7月中に市(区)町村から送付します

次に該当した場合、お持ちの保険証は、市(区)町村高齢者医療担当窓口にお返してください。

- 県外への転出など、資格がなくなったとき
- 年度(8月から翌年7月)途中で住所や一部負担金の割合などに変更があり、新しい保険証が届いたとき

お問い合わせ **千葉県後期高齢者医療広域連合**

または、お住まいの市(区)町村高齢者医療担当課へ

発行:千葉県後期高齢者医療広域連合 TEL043-216-5011 ホームページ <http://www.kouiki-chiba.jp/>

## 還付金詐欺にご注意ください!

医療費や保険料の還付を理由に、広域連合、市町村、金融機関などの職員が、現金預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。